

法令翻訳の手引き

令和 8 年 3 月 改訂 版

法務省大臣官房司法法制部

は し が き

「法令翻訳の手引き」（以下「手引き」という。）は、これまでの法令翻訳の品質チェック結果を踏まえ、翻訳の際に注意すべき事項についてとりまとめたものです。

担当者において翻訳作業をする際には、手引き及び「法令用語日英標準対訳辞書」（以下「対訳辞書」という。）に準拠した翻訳となるようにしてください。

また、翻訳を外部委託する際にも、対訳辞書とともに委託先に必ず交付し、対訳辞書及び手引きに準拠した翻訳となるようにしてください。

なお、手引きの内容にご不明な点がありましたら、当部までお問い合わせ願います。

令和 8 年 3 月
法務省大臣官房司法法制部

目次

第1章 法令翻訳におけるスタイルについて	1
1.1 単数形を優先	2
1.2 訳文の時制	3
1.2.1 現在形の原則	3
1.2.2 現在形以外の時制を用いる場合	3
1.3 大文字・小文字表記について	5
1.3.1 「法令名」・「目次」・「見出し」等の大文字・小文字表記	5
1.3.2 「定義語」の大文字・小文字表記	5
1.4 Serial Comma (シリアル・カンマ) を使用する	6
1.5 条・項・号の英訳表記のルール	8
1.5.1 条・項・号など条文の階層ごとの英訳表記	8
1.5.2 条・号の枝番号	9
1.5.3 条・項・号の表記順序	9
1.5.4 各号の冒頭及び末尾の表現	10
1.6 固有名詞の正確性・統一性を保持	13
1.6.1 条文中に「法令名」が引用されている場合	13
1.6.2 府省庁の「部署名」「役職名」の場合	14
1.6.3 条文中に「条約名」が引用されている場合	14
1.6.4 その他の固有名詞の場合	14
1.7 『手引き』で言及されていない事項について	15
第2章 日本の法令文における特有な表現とその英訳の仕方について	16
2.1 「場合」・「とき」	17
2.1.1 条件を示す場合（「場合」・「とき」）	17
2.1.2 条件節内の時制の注意	19
2.2 「及び」・「並びに」、「又は」・「若しくは」	20
2.2.1 「及び」と「並びに」、「又は」と「若しくは」の区別	20
2.2.2 「及び」「又は」を組み合わせて用いる場合	21
2.3 「その他」と「その他の」の区別	25
2.4 「等」の英訳について	26
2.4.1 法令名中の「等」の英訳	26
2.4.2 見出し中の「等」の英訳	26
2.4.3 条文中の「等」の英訳	26
2.5 法令名の取扱い	27
2.5.1 法令名中にある「法律」の英訳は "Act"	27
2.5.2 法令表題の "Act" に定冠詞 "The" は不要	28

2.5.3 「...に関する法律」の英訳は "Act on ..."	28
2.5.4 「施行令」「施行規則」の英訳	30
2.6 「...定める」「...規定する」の英訳	31
2.7 「政令・省令で定める」の「政令」「省令」は原則として無冠詞	32
2.8 「...の規定の/による/により」の使い分け及び用法	33
2.9 「...に関する」、「...に係る」の訳し方	36
第3章 Plain English（「平易な英語」）について	38
3.1 文章レベルでの Plain English	39
3.1.1 SVO については、分割せずに極力文頭の近くに置く	39
3.1.2 挿入句による英訳は避ける	40
3.1.3 可能な限り能動態を優先する	42
3.1.4 名詞句を繰り返す場合、2回目以降は、名詞句の主要部のみを繰り返す	43
3.1.5 より簡潔な言葉遣いを優先する	44
3.1.6 名詞化を避ける	44
3.2 単語レベルでの Plain English	46
3.2.1 必要に応じて "'s 所有格" を使う	46
3.2.2 日本法令文の英訳では "shall" を使用しない	46
3.2.3 「当該」の訳については、限定詞として "said" や "such" を使用しない	48
3.2.4 その他の単語（Legalese と Plain English を比較した参考表）	48
第4章 法令翻訳における翻訳のポイント	50
4.1 文レベルでの翻訳のポイント	51
4.1.1 英語として正しい語順となる訳文とする	51
4.1.2 同じ日本語表現は、同じ英語表現で翻訳	51
4.1.3 「目次」「定義語」「訳語」の一貫性保持	52
4.1.4 括弧書きの位置について	52
4.1.5 長文・複雑文における工夫（「,」 「:」 「;」 の活用）	53
4.2 用語レベルでの翻訳のポイント	55
4.2.1 英訳において名詞句を用いる際は、英語として正しい語順で名詞句を用いる	55
4.2.2 定義語の訳し方	56
4.2.3 定義語や『対訳辞書』の訳語の文中における使い方	57
4.3 代名詞の使い方	58
4.3.1 人称代名詞の使用 (gender neutrality)	58
4.3.2 関係代名詞の使い分け	59
4.4 その他の注意点	61
4.4.1 英語の意味の確認は英英辞書を使用する	61
4.4.2 冠詞のネイティブチェック	61

4.4.3	スペルチェック・グラマーチェック（最低限のケアレスミス防止）	61
第5章	法令翻訳においてよく見られるミスについて	62
5.1	よく見られるミスに共通する注意点	63
5.1.1	条文（一文）の分割や、意識は不適當	63
5.1.2	名詞の可算・不可算、単数・複数による意味の変化に注意	64
5.1.3	品詞の変更による意味の変化に注意	64
5.1.4	日本語の助詞などを英訳する際の注意	65
5.1.5	英語の語順やコロケーションによって意味が変わることに注意	66
5.1.6	日本語とその訳語では使用できる場面が変わってくることに注意	66
5.1.7	条文の「読み方間違い」による誤訳防止	67
5.2	個別の用語に関する注意点	68
5.2.1	「…大臣」と「…省」の誤訳に注意	68
5.2.2	「会議」や「総会」の英訳についての注意	68
5.2.3	「端数」の表現がある場合の英訳の仕方	69

第1章 ● 法令翻訳におけるスタイルについて

法令翻訳の際に常に一定のスタイル（文章上の表現や表記に関するルール）に従って翻訳を行うことができれば、日本法令外国語訳データベースシステムに掲載される翻訳文の間での統一性を高めることができます。

本章では、スタイル上のばらつきを可能な限り抑えるための一定のスタイルを示しました。翻訳の際は以下に準拠してください。

● 目次

- 1.1 単数形を優先
- 1.2 訳文の時制
 - 1.2.1 現在形の原則
 - 1.2.2 現在形以外の時制を用いる場合
- 1.3 大文字・小文字表記について
 - 1.3.1 「法令名」・「目次」・「見出し」等の大文字・小文字表記
 - 1.3.2 「定義語」の大文字・小文字表記
- 1.4 Serial Comma（シリアル・カンマ）を使用する
- 1.5 条・項・号の英訳表記のルール
 - 1.5.1 条・項・号など条文の階層ごとの英訳表記
 - 1.5.2 条・号の枝番号
 - 1.5.3 条・項・号の表記順序
 - 1.5.4 各号の冒頭及び末尾の表現
- 1.6 固有名詞の正確性・統一性を保持
 - 1.6.1 条文中に「法令名」が引用されている場合
 - 1.6.2 府省庁の「部署名」「役職名」の場合
 - 1.6.3 条文中に「条約名」が引用されている場合
 - 1.6.4 その他の固有名詞の場合
- 1.7 『手引き』で言及されていない事項について

1.1 ● 単数形を優先

英訳する際は、原則として、**主語は単数形**で記載する。

例

更生保護法 第63条第8項 抜粋

第二項又は第三項の引致状により引致された者については、引致すべき場所に引致された時から二十四時間以内に釈放しなければならない。〔後略〕

×

Persons who are apprehended based on the warrant of apprehension referred to in paragraph (2) or (3) must be released within twenty-four hours of the time that they are brought to the place where they are required to be brought;[...]

○

A person who is apprehended based on the warrant of apprehension referred to in paragraph (2) or (3) must be released within twenty-four hours of the time that they are brought to the place where they are required to be brought;[...]

補足説明

法令翻訳において、理由もなく主語の単複が統一されておらず、混在している場合がありますが、原則として、条・項・号の本文の翻訳では主語は単数形で記載してください。ただし、見出しにおいては複数形の記載を原則とするので注意してください。

なお、「4.3.1 人称代名詞の使用 (gender neutrality)」に基づいて、「he or she」などの記載を避けるために、あえて主語を複数形にする場合は本項目の例外とします。

1.2 ● 訳文の時制

1.2.1 ● 現在形の原則

英訳をする際は、1.2.2に該当する場合以外は、**原則として現在形**を用いる。

補足説明

英語では、法律の時制は、法律を適用すべき事態が生じている時点として、「現在」として、その「現在」の時点において読者に語りかける文章になるように書かれます（これは「always speaking の原則」と呼ばれることもあります）。

したがって、法令翻訳においては、主節の動詞は現在時制が原則です。

文脈上、現在形以外の時制を用いなければならない場合については、1.2.2 に説明を記載していますので、参照してください。

例

民事訴訟法 第71条第2項

前項の申立ては、訴訟費用の負担の裁判が**確定した**日から十年以内にしなければならない。

×

The petition under the preceding paragraph must be filed within ten years from the day on which the judicial decision on the bearing of costs **became final and binding.**

○

The petition under the preceding paragraph must be filed within ten years from the day on which the judicial decision on the bearing of costs **becomes final and binding.**

1.2.2 ● 現在形以外の時制を用いる場合

物事の前後関係、時間関係を表現する上で必要となる場合は、**現在完了、過去、未来などの時制**を用いる。

補足説明

1.2.1 に記載したように、法令翻訳では現在形を用いるのが原則ですが、以下のような場合には、現在形に加え、現在形以外の時制を使う場合があります。

① 条文中、現在形で訳すべき「動作」「事実」のほかにも、それよりも時間的に前に位置する別の「動作」「事実」が含まれている場合

② 条文中、現在形で訳すべき「動作」「事実」のほかにも、それよりも時間的に後に位置する別の「動作」「事実」が含まれている場合

上記の場合、どのような時制を用いるのがふさわしいかは文脈によって異なります。例えば、①の場合、一般的には、現在完了形が最も無難ですが、実際の条文の翻訳においては、現在完了形を用いることができない場合もあり得ます。それぞれの文脈を踏まえた上で、工夫してください。

例

投資信託及び投資法人に関する法律 第141条第2項	
投資法人は、投資口の払戻しの請求に応じないこととする規約の変更がその効力を生ずる日の二十日前までに、その投資主に対し、当該変更をする旨を通知しなければならない。	
<p>×</p> <p>An investment corporation must notify its investors that it revises the certificate of incorporation so as not to accommodate requests for refunds of investment equity by 20 days prior to the day on which the revision takes effect.</p>	<p>○</p> <p>An investment corporation must notify its investors that it will revise the certificate of incorporation so as not to accommodate requests for refunds of investment equity by 20 days prior to the day on which the revision takes effect.</p>

※上記の例において、「**×**欄」のように、現在形の "it revises" を使用すると、「習慣」の意味になり、投資法人は、「規約を習慣として定期的に変更する」ということになってしまいますが、それでは正しい訳になりません。

ここでは、「**○**欄」のように、投資法人による「規約の変更」は、投資法人による「通知」の少なくとも20日後に行われるという時間関係を踏まえた上で、「通知」の訳を現在形で表現し、その後に行われる「変更」を未来の時制で訳すことが適切です。

1.3 ● 大文字・小文字表記について

1.3.1 ● 「法令名」・「目次」・「見出し」等の大文字・小文字表記

「法令名」・「目次」・「見出し」などの英訳における大文字・小文字の表記については、以下の通りにする。

- ① 冠詞 (a, an, the) や等位接続詞 (and, or, but)、4文字以内の前置詞については、最初の文字を大文字にしない
- ② ①に該当しない単語については、最初の文字を大文字にする
- ③ ハイフンで繋がれた語は、ハイフンの直後についても最初の文字を大文字にする
- ④ 先頭の単語と最後尾の単語については、①に該当するものであっても、最初の文字を大文字にする

例

金融商品取引法施行令 第14条の7の2 見出し
(大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更)

×

(Changes in Material Particulars **that are** Required to **be** Stated in a Statement of Large-volume Holdings)

○

(Changes in Material Particulars **That Are** Required to **Be** Stated in a Statement of Large-volume Holdings)

補足説明

例えば、be 動詞や従属接続詞の "if"、関係代名詞の "that" などの単語は、2~4文字からできたものであっても、品詞として上記の①に該当しない限り、最初の文字を大文字にすることとなりますので、注意してください。

1.3.2 ● 「定義語」の大文字・小文字表記

定義語の訳語については、文中では最初の文字を大文字にしない。

補足説明

定義語の頭文字を大文字にするルールは、平成29年度改訂で廃止となりました。

1.4 ● Serial Comma（シリアル・カンマ）を使用する

三つ以上のものを "and" などの等位接続詞で列挙するときは、"A, B, and C" のように、**等位接続詞の前にもカンマ**（serial comma・Oxford comma）を打つ。

補足説明

シリアル・カンマは、英文をより読みやすくするためだけではなく、場合によっては修飾関係が曖昧になるのを回避するためにも使われます。法令翻訳においても、曖昧で誤解を招くような訳文を避け、正確で分かりやすい文章にするための工夫の一つとしてシリアル・カンマを統一的に使用してください。

例 【シリアル・カンマを使用する場合】

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律 第101条第2項

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

✕

If **the representative of a corporation or the agent, employee or other worker of a corporation or individual** commits the violation referred to in the preceding paragraph in connection with the business of the corporation or individual, in addition to the offender being subject to punishment, the corporation or individual is also subject to punishment in the form of the fine referred to in that paragraph.

○

If **the representative of a corporation or the agent, employee, or other worker of a corporation or individual** commits the violation referred to in the preceding paragraph in connection with the business of the corporation or individual, in addition to the offender being subject to punishment, the corporation or individual is also subject to punishment in the form of the fine referred to in that paragraph.

※上記の例では、和文中の「違反行為をした」という動作の動作主は、①「法人の代表者」、②「(法人若しくは人の) 代理人」、③「(法人若しくは人の) 使用人」、④「(法人若しくは人の) その他の従業者」です。これを翻訳する際にシリアル・カンマを使わないと、「✕欄」の例のようになり、修飾関係が曖昧となって、「違反行為をした」という動作の動作主が、①「法人の代表者」、②「代理人」、③「(法人の) 使用人」、④「(法人の) その他の従業者」、⑤「人」なのではないかとの誤解を招く文となってしまいます。正確で自然な英訳文になるよう、シリアル・カンマを使い「○欄」のようにする必要があります。

※例※ 【シリアル・カンマに加えてセミコロンを使用する場合】

戸籍法 第15条	
戸籍の記載は、①届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、②証書若しくは航海日誌の謄本又は③裁判によつてこれをする。	
✕	○
Entries in a family register are made based on a notification, report, application, request or entrustment, a certified copy of a certificate or logbook or a judicial decision.	Entries in a family register are made based on a notification, report, application, request, or entrustment; a certified copy of a certificate or logbook; or a judicial decision.

※上記の例では、まず、「若しくは」で接続されている「届出、報告、申請、請求若しくは嘱託」の語群①の中において、"notification, report, application, request, **or** entrustment" とシリアル・カンマを使用する必要があります。

ただし、本例ではこれに加えて、「又は」で接続されている語群①、②、③の間においても、シリアル・カンマを使用しなければなりません。ここで "or a judicial decision" の前に区切りを入れないと「✕欄」のようになり、読み手によっては、"a certified copy of a certificate or logbook or a judicial decision"（「証書、航海日誌又は判決書の謄本」）と読む可能性もありますので、「○欄」のようにセミコロン「;」を打つ必要があります。

上記の例のように、すでにカンマ「,」が複数打たれている中、さらにシリアル・カンマを使用しなければならない場合、セミコロン「;」を使用することもできるので、適宜判断してください。

1.5 ● 条・項・号の英訳表記のルール

1.5.1 ● 条・項・号など条文の階層ごとの英訳表記

条、項、号は以下の通りにする（右は表記例）。

条：Article（冒頭は常に大文字）	→ Article 1
項：paragraph（冒頭は常に小文字）	→ paragraph (2)
号：item（同上）	→ item (iii)

条より大きい階層の名称は、大から小の順に以下の通りにする。

編：Part（冒頭は常に大文字。以下同じ）	→ Part IV
章：Chapter	→ Chapter V
節：Section	→ Section 6
款：Subsection	→ Subsection 7
目：Division	→ Division 8

※なお、右側の例のように、数字は Part と Chapter にのみローマ数字（I、II、III など）を、他には全てアラビア数字（1、2、3など）を用いる。

号以下の表記は以下の通りにする。

・イロハ・・・	→ (a) (b) (c)... ※(z)より後に続く場合は (aa) (bb) (cc)...
・(1) (2) (3)・・・	→ 1. 2. 3. ... ※アラビア数字とピリオド
・(i) (ii) (iii)・・・	→ i. ii. iii. ... ※ローマ数字とピリオド

補足説明

「項」と「号」の数字表記では、上記のように「項」は paragraph (2)（半角括弧あり、アラビア数字）とし、「号」には (ii)（半角括弧あり、ローマ数字）を使用するので、当該の項や号を翻訳する場合には留意してください（以上を含め、法令の形式・構成は、『法令用語日英標準対訳辞書』の「特別編」に詳細に記載されているので、参照してください。）。なお、号を表す数字（例えば (ii) など）は、ワープロの数字変換で表示される全角形（i、ii、iii、iv、...）ではなく、半角アルファベット文字（iとvとxの組合せ。i、ii、iii、iv、...）で表示します。

また、法令文中で表示する際は、以下のようにカンマで区切って表記してください。

例 第一条第二項第三号イ（２）（i i i）の規定

the provisions of **Article 1, paragraph (2), item (iii), (a), 2., iii.**

数字と文字列の間には必ずスペースを入力してください。カンマで区切る際には、カンマの直後にスペースが必要です。

1.5.2 ● 条・号の枝番号

枝番号は、「-」（半角ハイフン）で表記する。

例

第一条**の二** → Article 1-2

第三号**の二** → item (iii)-2

例

航空法施行規則 第240条第1項3の2

三の二 法第十三条の二第五項において準用する法第十三条第五項の規定による届出の受理

×

(iii-2) acceptance of notification under the provisions of Article 13, paragraph (5) of the Act as applied mutatis mutandis pursuant to Article 13-2, paragraph (5);

○

(iii)-2 acceptance of a notification under the provisions of Article 13, paragraph (5) of the Act as applied mutatis mutandis pursuant to Article 13-2, paragraph (5);

補足説明

"item (ii-ii)" や "item (ii-2)", "item 2 of Article 2" など異なるスタイルで表記されている場合、上記の「**○**欄」のスタイルに修正、統一してください。

ただし、英文の条約中で上記とは異なるスタイルで表記がなされており、その部分を引用するという場合は、条約の表記に従ってください。

1.5.3 ● 条・項・号の表記順序

条・項・号の表記順序は、**条→項→号の順**、すなわち、"**Article 2, paragraph (2), item (ii)**" とする。

例

児童福祉法 第59条の6第1項	
第五十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法 第二条第九項第一号 に規定する第一号法定受託事務とする。	
× Functions that are to be handled by the prefectural government pursuant to the provisions of Article 56, paragraph (1) constitute the type 1 statutory entrusted functions provided for in item (i) of paragraph (9) of Article 2 of the Local Autonomy Act.	○ Functions that are to be handled by the prefectural government pursuant to the provisions of Article 56, paragraph (1) constitute the type 1 statutory entrusted functions provided for in Article 2, paragraph (9), item (i) of the Local Autonomy Act.

補足説明

条、項、号の英訳の順序については、法令翻訳では、例えば、「第一条第二項第三号」という場合には、"Article 1, paragraph (2), item (iii)" と統一することとします。

なお、「第二条第一項**から第三項まで**」という場合や目次中の「**第二条—第四条**」という場合には、"Article 2, paragraphs (1) **through** (3)" や "Articles **2 through** 4" とします。

1.5.4 ● 各号の冒頭及び末尾の表現

各号の列記に当たる部分の英訳では、

例 (第X条の第1項に第1号から第4号までがある場合)

Article X (1) ... :

(i) the ... ;

(ii) the ... ;

(iii) the ... ; **and (または or)**

(iv) the

のように、

- ① 号が始まる**直前の項の末尾**では、ピリオド「.」ではなく**コロン「:」**を打つ
- ② 各**号の先頭**は**小文字はじまり**にする
- ③ 各**号の末尾**は、**最後の号以外はセミコロン「;」**を打つ

- ④ **最後の号の直前の号**ではセミコロン「;」の後ろに条文の示すところに従って "and" または "or" を付す。不明瞭な場合には付さない
- ⑤ **最後の号は末尾にピリオド「.」**を付ける

という形で表記する。

例 【最後の号の直前の号のセミコロンの後ろに "and" 又は "or" を置く場合】

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 第88条第1項

第八十八条 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、**次の各号に掲げるいずれか**の方法により記載するものとする。

- 一 利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額は第八十三条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法
- 二 利息及び配当金の受取額は第八十三条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、利息及び配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法

Article 88 (1) Cash flows in relation to interests and dividends are to be presented in **either of the following** ways:

- (i) one in which the amount of interests and dividends received and the amount of interests paid are presented under the classification of cash flows from operating activities set forth in Article 83, item (i) and in which the amount of dividends paid is presented under the classification of cash flows from financing activities set forth in item (iii) of that Article; **or**
- (ii) one in which the amount of interests and dividends received is presented under the classification of cash flows from investment activities set forth in Article 83, item (ii) and in which the amount of interests and dividends paid is presented under the classification of cash flows from financing activities set forth in item (iii) of that Article.

例 【最後の号の直前の号のセミコロンの後ろに "and" 又は "or" を置かない場合】

会社計算規則 第25条

第二十五条 株式会社の資本金の額は、第一款及び第四節及び第五節の二に定めるところのほか、**次の各号に掲げる場合**に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

- 一 法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少する場合（同条第一項第二号に掲げる事項を定めた場合に限る。） 同号の資本金とする額に相当する額
- 二 法第四百五十条の規定により剰余金の額を減少する場合 同条第一項第一号の

減少する剰余金の額に相当する額

Article 25 (1) Apart from what is specified in Subsection 1 as well as Section 4 and Section 5-2, the amount of stated capital of a stock company is to be increased by the amounts specified in each of the following items only **in the cases set forth in those items:**

(i) cases where the amount of reserves is reduced pursuant to the provisions of Article 448 of the Act (limited to the cases where the matters set forth in paragraph (1), item (ii) of the same Article have been determined): an amount corresponding to the amount taken as the stated capital referred to in the same item;

(ii) cases where the amount of surplus is reduced pursuant to the provisions of Article 450 of the Act: an amount corresponding to the amount of reduced surplus set forth in paragraph (1), item (i) of the same Article.

補足説明

法令翻訳では上記のスタイルで統一してください。

1.6 ● 固有名詞の正確性・統一性を保持

1.6.1 ● 条文中に「法令名」が引用されている場合

条文中に（所管法令であるか否かに関係なく）**他法令名**を英訳表示する場合には、日本法令外国語訳データベースシステム記載の英訳に従うか、所管府省庁に確認の上、**正確に記載し**、かつ、**記載を統一**する必要がある。

補足説明

条文中に表示された他の法令名の英訳が、同一翻訳内でありながら微妙に異なることが頻繁にあります。

次の手順で法令名の英訳を確認した上で、統一し、一貫性を保つ必要があります。

- ① 日本法令外国語訳データベースシステムで翻訳済み法令かどうかを確認。
(<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/>)
 - 翻訳済みであれば、その英訳と同一のものを使う。
 - 翻訳未了であれば②へ
- ② 日本法令外国語訳データベースシステムで「翻訳整備計画」に在る法令かどうかを確認。(<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/infos/>)
 - 翻訳整備計画中に存在するなら、所管府省庁にその予定英訳を確認して英訳する。
(予定英訳が未決定の場合、翻訳者が英訳した上で、所管府省庁に確認する。)
 - 翻訳整備計画中になければ③へ
- ③ 日本法令外国語訳データベースシステムで「その他英訳データ」にある各府省庁独自の法令英訳名リストを確認。
(<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/infos/other-trans>)
 - 同リスト中にある場合は、それを『対訳辞書』基準 ("Law concerning..." を "Act on..." に修正など) に沿って英訳した上、所管府省庁に同英訳でよいか確認。
- ④ 上記に該当しない法令名のときは、英訳を考えた上で、所管府省庁に確認して決定。

1.6.2 ● 府省庁の「部署名」「役職名」の場合

条文中に（所管法令であるか否かに関係なく）**府省庁の部署名や役職名**を英訳表示する場合には、日本法令外国語訳データベースシステム記載の「部局課名・官職名英訳名称一覧」に従うか、所管府省庁に確認の上、**正確に記載し**、かつ、**記載を統一**する必要がある。

補足説明

日本法令外国語訳データベースシステム上に「部局課名・官職名英訳名称一覧」(<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/infos/other-trans>)がありますので、必ず参照してください。ただし、組織名称の変更が珍しくない現状に照らし、上記の法令名と同様、基本的に所管府省庁に確認してください。

1.6.3 ● 条文中に「条約名」が引用されている場合

条約名は、**所管府省庁や外務省ウェブサイトを確認**するなどして、英訳名を決める。

補足説明

所管府省庁は、翻訳依頼の際に、関連のある英文資料を示すなどして、正確性・一貫性が保たれるようにしてください。

1.6.4 ● その他の固有名詞の場合

固有名詞については、**既訳の訳例が複数存在する場合、英語を正しい用法で用いている訳語を優先**する。

補足説明

例えば、地方自治体ごとに一つ一つ公的機関が存在する場合、それぞれのウェブサイトで、同じ日本語に対して英訳名が複数見られ、どれを選ぶべきか難しいことがあります（「国民健康保険団体連合会」は、ある県では "National Health Insurance Organization"、別の県では "Federation of National Health Insurance Organization" など）。同様に、政府のプロジェクトや計画についても英語名が複数あり、どれか一つだけを正当と決められない場合もあります。こうした場合には、文法上最適な英語名を選ぶか、または、その日本語名を文法的に正確に英訳してください。

1.7 ● 『手引き』で言及されていない事項について

本『手引き』で言及されていない事項については、**英語で書かれたスタイルガイド・文法書**を参照する。

補足説明

本『手引き』は、翻訳者が参照すべきすべての英語のスタイルや文法事項について網羅しているわけではありません。問題解決に当たっては、各翻訳会社独自のルールに拠るのではなく、適宜、一般的なスタイルガイド、解説書その他を参照してください。

第2章 ● 日本の法令文における特有な表現とその英訳の仕方について

日本の法令には、法令特有の言い回しや、日常用語とは異なる意味を持つ用語が使われています。本章では、そのうちの一部について説明します。本章で取り扱わない事項については、条文の読み方についての解説書などを活用してください。

● 目次

- 2.1 「場合」・「とき」
 - 2.1.1 条件を示す場合（「場合」・「とき」）
 - 2.1.2 条件節内の時制の注意
- 2.2 「及び」・「並びに」、「又は」・「若しくは」
 - 2.2.1 「及び」と「並びに」、「又は」と「若しくは」の区別
 - 2.2.2 「及び」「又は」を組み合わせる用いる場合
- 2.3 「その他」と「その他の」の区別
- 2.4 「等」及びその訳し方
 - 2.4.1 法令名中の「等」の英訳は原則不要
 - 2.4.2 条見出し中の「等」の英訳について
 - 2.4.3 条文中の「等」は英訳する
- 2.5 法令名の取扱い
 - 2.5.1 法令名中にある「法律」の英訳は "Act"
 - 2.5.2 法令表題の "Act" に定冠詞 "The" は不要
 - 2.5.3 「...に関する法律」の英訳は "Act on ..."
 - 2.5.4 「施行令」「施行規則」の英訳
- 2.6 「...定める」「...規定する」の英訳
- 2.7 「政令・省令で定める」の「政令」「省令」は原則として無冠詞
- 2.8 「...の規定の/による/により」の使い分け及び用法
- 2.9 「...に関する」、「...に係る」の訳し方

2.1 ● 「場合」・「とき」

2.1.1 ● 条件を示す場合（「場合」・「とき」）

法令文において「場合」や「とき」という言葉は、日常的な用法とは異なり、条件を示す場合のみに用いられる。これを英訳する際は、"where/in cases where/in the event that" 等ではなく、原則として以下の訳語を使うこと。

- ・ **if** : 条件一般を表す際に用いる
- ・ **when** : 条件が時間に関する場合や条件の内容がほぼ確実に成就する場合に用いる

「場合」と「とき」が重なる場合には、上記の使い分けに従って "if" と "when" を使うこと。また、上記の使い分けに従うと訳文中に複数の "if" が重なる場合には、"if" を使わずに単に "and" や "but" でつなぐなど、工夫することで数個の条件を表現することができる。

例

民事訴訟法 第67条第2項

上級の裁判所が本案の裁判を変更する**場合**には、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする**場合**も、同様とする。

×

In cases where a superior court modifies a judicial decision on the merits, it must reach a judicial decision on the bearing of the total costs of the litigation. The same applies **in cases where** the court that accepts a case remanded or transferred to it reaches the judicial decision that concludes the case.

○

If a superior court modifies a judicial decision on the merits, it must reach a judicial decision on the bearing of the total costs of the litigation. The same applies **when** the court that accepts a case remanded or transferred to it reaches the judicial decision that concludes the case.

例 【「場合」と「とき」が重なる場合】

<p>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 第 83 条第 3 項</p> <p>前項の区分審理決定があった場合には、同項の請求に係る略式命令は、刑事訴訟法第四百六十九条の規定にかかわらず、当該被告事件について終局の判決があったときに、その効力を失う。</p>	
<p>×</p> <p>Notwithstanding the provisions of Article 469 of the Code of Criminal Procedure, where a ruling for divided proceedings referred to in the preceding paragraph has been made, the summary order associated with the request under that paragraph loses its effect where the final judgment is pronounced in the case under public prosecution.</p>	<p>○</p> <p>Notwithstanding the provisions of Article 469 of the Code of Criminal Procedure, if a ruling for divided proceedings referred to in the preceding paragraph has been made, the summary order associated with the request under that paragraph loses its effect when the final judgment is pronounced in the case under public prosecution.</p>

例 【「場合」と「とき」が重なり、工夫が必要な場合】

<p>関税法 第 47 条第 3 項</p> <p>保税蔵置場の許可が失効した場合において、その失効の際、当該保税蔵置場に外国貨物があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その許可が失効した場所を保税蔵置場とみなす。</p>	
<p>×</p> <p>In the event that a bonded warehouse's licensing expires, in the event that foreign cargo is stored in that warehouse at the time of its expiration, the place whose licensing has expired is deemed to be a bonded warehouse as it concerns that cargo for a period specified by the Director General of Customs.</p>	<p>○</p> <p>If a bonded warehouse's licensing expires and foreign cargo is stored in that warehouse at the time of its expiration, the place whose licensing has expired is deemed to be a bonded warehouse as it concerns that cargo for a period specified by the Director General of Customs.</p>

※本例では、緑の囲み枠内の使い分けに従って訳すと "if" が重なるため、"and" でつないで数個の条件を表現します。また、もともとの条文が長文である、内容が複雑であるなど、英訳中で条件節を離して書かざるを得ないときや、英文の構造が複雑になるときなどは、"and" や "but" で節を接続する以外の工夫が必要です。その場合には機械的に訳すのではなく、柔軟に対応してください。

2.1.2 ● 条件節内の時制の注意

"if" 節、"when" 節において、時制は、原則として**現在形・現在完了形**を用いる。

例

中小企業等協同組合法 第 35 条の 2

組合は、役員の名又は住所に**変更があつた**ときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

×

If the name or domicile of any of its officers **changed**, a cooperative must notify an administrative agency of this within two weeks from the day of the change.

○

If the name or domicile of any of its officers **changes**, a cooperative must notify an administrative agency of this within two weeks from the day of the change.

補足説明

「場合」や「とき」を "if" や "when" で訳した場合、日本語表記に影響されてその節中の時制を過去形としているものが散見されますが、これらの条件を示す副詞節中では原則として過去形は用いません。文脈に応じて、現在形や現在完了形などにしてください。

2.2 ● 「及び」・「並びに」、「又は」・「若しくは」

2.2.1 ● 「及び」と「並びに」、「又は」と「若しくは」の区別

日本法令において使われる「及び」と「並びに」、「又は」と「若しくは」には、それぞれ決まった用法があるので、これを前提に英訳するように工夫する。

補足説明

(1) 「及び」と「並びに」の区別

- ① 同じ要素が三つ以上あるときは、一番最後の結び目のみに「及び」や「並びに」を用い、あとは「、」を用いる。(例：A、B 及び C)
- ② 分類が2段階以上あるときは、一番小さな分類のみに「及び」を、それより大きな分類には「並びに」を用いる。(例：A1 及び A2 並びに B1 及び B2)



例 利用者が預託すべき保証金の額及びその計算方法並びに利用者が当該保証金を預託し、及びその返還を受ける方法

the amount of the security deposit that the user is required to make and how that amount is calculated, and how the user will make that security deposit and have it returned to them



例 計量の標準を設定すること、計量器の検定及び検査並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。

establishing measurement standards; calibrating and inspecting measuring instruments and carrying out related operations; and providing training in the taking of measurements;

(2) 「又は」と「若しくは」の区別

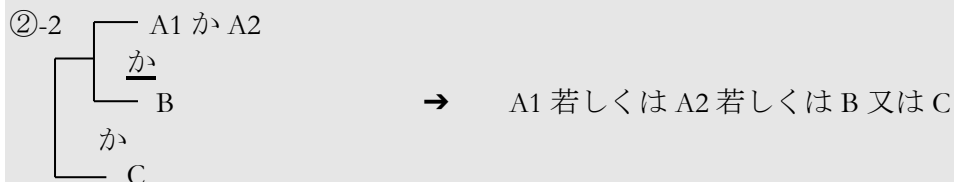
- ① 同じ要素が三つ以上あるときは、一番最後の結び目のみに「又は」や「若しくは」を用い、あとは「、」を用いる。(例：A、B 又は C)

- ② 分類が2段階以上あるときは、一番大きな分類のみに「又は」を、それより小さな分類には「若しくは」を用いる。(例：A1若しくはA2又はB1若しくはB2)



例 居住者による外国にある不動産若しくはこれに関する権利の取得又は非居住者による本邦にある不動産若しくはこれに関する権利の取得

a resident's acquisition of real property or rights to real property that is located in a foreign country, or a non-resident's acquisition of real property or rights to real property that is located in Japan;



例 第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の謄本

a transcript of a final and binding judgment setting aside the judicial decision or document with the same effect that is stated in item (i) or declaring that it is invalid; or of a final and binding judgment ordering the cancellation of the registration stated in item (iii)

2.2.2 ● 「及び」「又は」を組み合わせて用いる場合

「A及びB」と「C及びD」(あるいは「A又はB」と「C又はD」)を組み合わせて用いる場合、4通りの意味になる場合と、2通りの意味にしかない場合の二つが存在する。英訳する際は、機械的に英語に置き換えるのではなく、日本語がどちらの意味で使われているのかを文章の内容から判断した上で、その意味が英文から読み取れるように英訳を工夫する。

補足説明

法令文の中で「及び」と「又は」が組み合わせられおり、例えば、「A及びBのC及びD」や「A又はBがC又はDをするとき」となる場合、意味としては、以下の①、②に示した通り、2種類が存在します。それぞれの場合で訳し方が変わるので、以下を参考にして翻訳してください。

① 「及び」「又は」の組み合わせが4通りの意味になる場合（たすきがけ）

法令文中における「A 及び B の C 及び D」や「A 又は B が C 又は D をするとき」のような表現は、多くの場合、

- ・ A の C
- ・ A の D
- ・ B の C
- ・ B の D

の 4 通りの意味になります（このような読み方を「たすきがけ」と呼ぶことがあります）。

この点、英語においても、例えば "the A and B of C and D" や "if A or B does C or D" と書いた場合、日本語と同じように、「A の C」、「A の D」、「B の C」、「B の D」の 4 通りの意味になります。

したがって、「A 及び B の C 及び D」や「A 又は B が C 又は D をするとき」などの修飾関係が「たすきがけ」的になって意味が 4 通りになる場合に関しては、英訳上、原則として特別な対応は不要です。

＊例＊ 【「及び」の組み合わせが4通りの意味になっている場合】

官民データ活用推進基本法 第3条第3項

官民データ活用の推進は、**国及び地方公共団体における施策の企画及び立案**が官民データ活用により得られた情報を根拠として行われることにより、効果的かつ効率的な行政の推進に資することを旨として、行われなければならない。

The use of public- and private-sector data must be advanced with the purpose of helping to advance effective and efficient public administration, by ensuring that the **planning and drafting of policies at the national and local government levels** are based on information obtained using public- and private-sector data.

※英語では、"the A and B of ...C and D" と書いた場合、"the A of C, the A of D, the B of C, and the B of D" の意味になりますので、上記の例の場合、特別な対応は不要です。

例 【「又は」の組み合わせが4通りの意味になっている場合】

肥料の品質の確保等に関する法律 第33条の5第1項第11号 登録外国生産業者又はその国内管理人がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
if the registered foreign manufacturer or its domestic administrator violates the provisions of this Act or of an order under this Act.

※英語では、"if A or B does C or D" と書いた場合、"if A does C, if A does D, if B does C, or if B does D" の意味になりますので、上記の例の場合も、特別な対応は不要です。

② 「及び」「又は」の組み合わせが2通りの意味にしかない場合（対句）

一方、法令文中の「A及びBのC及びD」や「A又はBがC又はDをするとき」などの組み合わせが、

- ・ AのC
- ・ BのD

の2通りの意味しか表さないという場合もあります（このような読み方を「対句」と呼ぶことがあります）。

この点、英語では、①に記載した通り、"the A and B of C and D" や "if A or B does C or D" と書いた場合、「AのC」、「AのD」、「BのC」、「BのD」の4通りの意味になってしまいます。

したがって、「A及びBのC及びD」や「A又はBがC又はDをするとき」などの表現の修飾関係が「対句」的になって、意味が2通りにしかない場合、英訳するに当たっては、その意味が伝わるように何らかの工夫をしなければなりません。

例 【「又は」の組み合わせが2通りの意味になっている場合】

健康増進法 第10条第3項 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区）にあつては、市長又は区長。以下同じ。）は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

✕	○
<p>A prefectural governor (or <u>the mayor of the city</u> or <u>mayor of the ward</u>, <u>for a city that has a health center</u> or <u>for a special ward</u>; the same applies hereinafter) carries out the functions related to conducting national health and nutrition surveys within the district under the governor's jurisdiction.</p>	<p>A prefectural governor (or <u>the mayor of the city</u>, <u>for a city that has a health center</u>; or <u>the mayor of the ward</u>, <u>for a special ward</u>; the same applies hereinafter) carries out the functions related to conducting national health and nutrition surveys within the district under the governor's jurisdiction.</p>

※英語では、「✕欄」のように"the A or B, for a ...C or D" と書いた場合、"the A, for a C; the A, for a D; the B, for a C; or the B, for a D" という 4 通りの意味になります。

一方、本例文の「保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長」の部分は、その内容から判断すれば、「A の C」、「B の D」の **2 通り**の意味しか表さないことが分かります。つまり、ここで示されている内容は「保健所を設置する市にあつては、市長が事務を行う」「特別区にあつては、区長が事務を行う」の二つだけであり、「保健所を設置する市にあつては、区長が事務を行う」「特別区にあつては、市長が事務を行う」ことはあり得ません。

したがって、本例の場合は、英訳の際に特別な対応が必要となります。英語の "the A or B, for a ...C or D" には日本語のいわゆる「対句」に当たるような読み取り方は存在しませんので、ここでは、「○欄」のように、条文の意味（「A にあつては、C、B にあつては、D」）になるよう、"the A, for a C; or the B, for a D" の部分だけを取り出して訳すこととなります。

このように、「及び」「又は」の組み合わせが 2 通りの意味にしかならない「対句」の場合については、多くの場合、文脈に応じて訳文に工夫を施す必要があるので、注意してください。

2.3 ● 「その他」と「その他の」の区別

日本法令において使われる「その他」と「その他の」には、**それぞれ決まった用法がある**ので、これを前提に英訳するように工夫する。

補足説明

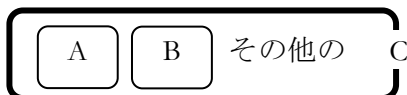
- ① 「その他」……「A, B その他 C」のように記載され、原則として直前の列挙事項と「その他」の直後の事項とを並列する。



- 例** この法律において「愛玩動物」とは、犬、猫**その他**政令で定める動物をいう。

As used in this Act, the term "pet" means a dog or cat, or an animal provided for by Cabinet Order.

- ② 「その他の」……「A, B その他の C」のように記載され、原則として直前の列挙事項は、「その他の」の直後の事項の例示である。



- 例** この法律において「愛玩動物」とは、犬、猫**その他の**政令で定める動物をいう。

As used in this Act, the term "pet" means a dog, cat, or other animal provided for by Cabinet Order.

注意点

上記の例はあくまでも一例です。ただし、「その他」「その他の」については、上記の使い分けのルールから外れた例外的な使われ方も見受けられます。実際の翻訳に際しては、適宜柔軟に対応してください。

2.4 ● 「等」の英訳について

2.4.1 ● 法令名中の「等」の英訳

法令名中の「等」の英訳は原則不要である。

ただし、担当府省庁が「等」の訳出を希望する場合はこの限りではない。

2.4.2 ● 見出し中の「等」の英訳

条文見出し及び他の表題（章、節など）中の「等」の英訳は原則不要である。

ただし、担当府省庁が「等」の訳出を希望する場合（関連法令との整合性、「等」が定義語の一部であるなどの理由により）はこの限りでない。

2.4.3 ● 条文中の「等」の英訳

条文中の「等」は原則 “, etc.” と訳す（JLT トップページ「等」の説明を参照のこと）。

2.5 ● 法令名の取扱い

2.5.1 ● 法令名中にある「法律」の英訳は "Act"

法令名中の「法律」には "Act"、一般的な「法律」には "law" を用いる。

例 【法令名中の「法律」】

地震保険に関する法律	
✕	○
Law on Earthquake Insurance	Act on Earthquake Insurance

例 【法令名に用いられる場合以外の「法律」】

国税徴収法 第2条第10号 抜粋 法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限 [中略] をいう。 [後略]	
✕	○
"statutory due date for tax payment" means the due date for payment of national taxes pursuant to the provisions of acts concerning national taxes[...]	"statutory due date for tax payment" means the due date for payment of national taxes pursuant to the provisions of laws concerning national taxes[...]

補足説明

「なぜ "law" ではだめなのか」という質問をよく受けますが、例えば Sherman Act のように、英米の制定法令名中の「法律」には "Act" が多く用いられており、特にアメリカ英語では、冒頭が大文字の "Act" は制定法 (statute) の意味になること (Bryan A. Garner, A Dictionary of Modern Legal Usage 2nd ed., 19 (Oxford, 1995)) から、これを基準として統一を図ることとし、『対訳辞書』においても "Act" を訳語としています。

しかし、一般的に「法律の規定により」というように制定法令名以外の法を意味する場合は "pursuant to the provisions of law" となり、個別の法律名を指さないことから、"Act" ではなく "law" を用いるのが適切です。

2.5.2 ● 法令表題の "Act" に定冠詞 "The" は不要

法令の表題として示す法令名には、通常、定冠詞 "The" は付けない。
文中で法令名を引用するときは、定冠詞 "the" を付ける。

例

生活保護法	
第 21 条 社会福祉法に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとする。	
✕	○
The Public Assistance Act	Public Assistance Act
Article 21 A social welfare officer prescribed in Social Welfare Act is to assist in the execution of the affairs of a prefectural governor or a municipal mayor with regard to the enforcement of this Act.	Article 21 A social welfare officer prescribed in the Social Welfare Act is to assist in the execution of the affairs of a prefectural governor or a municipal mayor with regard to the enforcement of this Act.

補足説明

英語圏ではタイトルを全部大文字とすることが多いですが、日本の法令名が長いこと、日本人が全部大文字に不慣れであることなどから、単語単位で冒頭を大文字にすることとしています。

2.5.3 ● 「...に関する法律」の英訳は "Act on ..."

法令名中の「...に関する法律」は、"Act on ..." と訳す。

- 【注】
- ① 法令名に複数の「関する」が含まれ、英訳が読みにくくなる場合には、本手引きに該当しない「関する」には "on" 以外の英訳 ("about", "concerning", "for", "regarding", "of" など) をあてて、読みやすい英語表記となるように努める。
 - ② 法令名中に別の法令名や条約名などが引用されている場合は、最新の『手引き』に即していない場合であっても、原則として引用元の英訳を変更せずにそのまま表記する。なお、その英訳に "on" が使われているときは、引用先の法令名に "on" が複数使われていてもかまわない。
 - ③ 「...の一部を改正する法律」は "Act on..." を使わずに "Act Partially Amending..." とする。

例

投資信託及び投資法人に関する法律

Act **on** Investment Trusts and Investment Corporations

例 【注】① "on" 以外の英訳をあてる場合

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

Act **on** Special Provisions to the Civil Code **Concerning** Electronic Consumer Contracts and Electronic Acceptance Notice

例 【注】② 別の法令名や条約名が引用されている場合

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律

Act **on** Special Provisions of the Postal Act Attendant upon the Enforcement of the "Agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, **Regarding** Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in Japan"

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律

Act **on** Implementation of the Convention **on** the Civil Aspects of International Child Abduction

例 【注】③ 「...の一部を改正する法律」

水質汚濁防止法の一部を改正する法律

Act **Partially Amending** the Water Pollution Prevention Act

補足説明

法律は、対象事項が定まっているので、対象事項との密接さを表すには "on" が適切であるというのが理由です。"Act Concerning..." がよく見受けられますが、"on" を優先して用いる扱いとします。

2.5.4 ● 「施行令」「施行規則」の英訳

原則として、法令名中の「施行令」は "Order for Enforcement of the ... Act"、「施行規則」は "Regulations for Enforcement of the ... Act" と訳す。

例 【「施行令」の場合】

金融商品取引法施行令

Order for Enforcement of the Financial Instruments and Exchange Act

例 【「施行規則」の場合】

銀行法施行規則

Regulations for Enforcement of the Banking Act

補足説明

語順に関しては、次のように、"... Act" を先に置き、その後に "Enforcement Order/Enforcement Regulations" と続けるという順番にしても構いません。

例 【「施行令」の場合】

金融商品取引法施行令

Financial Instruments and Exchange Act Enforcement Order

例 【「施行規則」の場合】

銀行法施行規則

Banking Act Enforcement Regulations

2.6 ● 「...定める」「...規定する」の英訳

「...定める」「...規定する」の翻訳については、基本的には『対訳辞書』の「法令の慣用的表現」内に示した訳に準拠する。

また、「...定める」「...規定する」を含む日本語の表現については、『対訳辞書』に掲載されているか否かに関わらず、その表現ごとに、同一法令内ではなるべく同じ訳を用いる。

補足説明

現行の『対訳辞書』の「法令の慣用的表現」内には、「定める」「規定する」を含む見出し語が複数掲載されています。これらの文言の翻訳については、基本的には、可能な限り『対訳辞書』の「法令の慣用的表現」に準拠してください。

また、「定める」「規定する」を含む日本語の表現については、その表現が『対訳辞書』に見出し語として記載されているか否かに関わらず、例えば、一度「政令で定める日」を "the day specified by Cabinet Order" と訳した場合は、同じ法令の中では、その後に登場する「政令で定める日」についても、可能な限り、"the day specified by Cabinet Order" と訳すというように、同じ法令の中ではそれぞれの文言ごとに、可能な限り、表現の整合性を取ってください。

ただし、"stipulate" については、基本的には、契約書を作成する際に用いる言葉であって、法令文の中で用いるのは妥当ではないとされていますので、法令翻訳では用いないでください。

2.7 ● 「政令・省令で定める」の「政令」「省令」は原則として無冠詞

「政令（省令）で定める（規定する）」などの表現中の「政令」「省令」は、**原則として無冠詞**とする。

例

<p>新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 第13条第3項第2号の2</p> <p>資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの</p>	
<p>×</p> <p>any corporation whose amount of stated capital or total amount of capital contribution is 50,000,000 yen or less and any corporation or individual whose number of regular employees is 100 or less, the main business of which is classified as a service business (excluding the business types specified by the Cabinet Order referred to in item (iii));</p>	<p>○</p> <p>any corporation whose amount of stated capital or total amount of capital contribution is 50,000,000 yen or less and any corporation or individual whose number of regular employees is 100 or less, the main business of which is classified as a service business (excluding the business types specified by Cabinet Order referred to in item (iii));</p>

補足説明

「政令（省令／…省令）で定める（規定する）」という表現を英訳すると、"specified/provided (for)/prescribed by Cabinet Order (Ministerial Order/Ministry of ... Order/Order of the Ministry of ...)"となりますが、"by..." の後にある「政令(Cabinet Order)・省令／…省令 (Ministerial Order/Ministry of ... Order/Order of the Ministry of ...)」については、"the", "a", "an", 無冠詞と様々な英訳が見られます。

一定の法形式により定めるという趣旨の表現であると考えられますから、原則は無冠詞にしてください。具体的法令を指す趣旨であるなら定冠詞でもよいものの、その場合であっても、理由の区別もなく混在するのは不適切であり、同一法令の翻訳では統一してください。

2.8 ● 「...の規定の/による/により」の使い分け及び用法

(1) 使い分け

- ① **の規定の** → (thing/action) **referred to in ...**
 特定の規定において事や行為が単に言及されている場合
- ② **の規定による** → (thing/action) **under ...**
 ある事や行為が特定の規定 (...) に基づくかあるいは根拠を置く場合
- ③ **の規定により** → (action done) **pursuant to ...**
 ある行為が特定の規定の手續に従ってなされる場合 ("in accordance with..." に置き換えられる場合)

(2) 「.....の規定により」の訳語として "**pursuant to ...**" を用いる場合、次のようにする。

- ① 少し離れた動詞を修飾する場合は、**カンマ**で区切る。
- ② 原則どおり直前の動詞を修飾するよう、**語順**を入れ替える。

例 【(1) 使い分け ① 〔の規定の〕】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条第2項

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令で定めるところにより、**行政不服審査法第五条第二項の規定の特例**を設けることができる。

×	○
With regard to a request to examine a disclosure decision, etc., correction decision, etc., or use suspension decision, etc., the special provisions prescribed in Article 5, paragraph (2) of the Administrative Appeal Act may be established pursuant to the provisions of Cabinet Order.	With regard to a request to examine a disclosure decision, etc., correction decision, etc., or use suspension decision, etc., the special provisions referred to in Article 5, paragraph (2) of the Administrative Appeal Act may be established pursuant to the provisions of Cabinet Order.

例 【(1) 使い分け ② 〔の規定による〕】

電気用品安全法 第58条第4号

第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

×	○
a person who has failed to provide notification made pursuant to Article 36 or who has	a person who has failed to provide notification under Article 36 or who has provided

provided fraudulent notification;	fraudulent notification;
-----------------------------------	--------------------------

例 【(1) 使い分け ③ 〔の規定により〕】

<p>著作権法 第 34 条第 2 項</p> <p>前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作者者に支払わなければならない。</p>	
<p>×</p> <p>A person that exploits a work under the provisions of the preceding paragraph must inform the author of this and pay the copyright owner a reasonable amount of compensation.</p>	<p>○</p> <p>A person that exploits a work pursuant to the provisions of the preceding paragraph must inform the author of this and pay the copyright owner a reasonable amount of compensation.</p>

例 【(2) 「...の規定により」 ① 〔カンマでの区切り〕】

<p>労働安全衛生規則 第 61 条第 2 項</p> <p>事業者は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない。</p>	
<p>×</p> <p>Before seeking to prohibit a person from engaging in work pursuant to the provisions of the preceding paragraph, an employer must hear the opinions of an industrial physician or other medical specialist.</p>	<p>○</p> <p>Before seeking to prohibit a person from engaging in work, pursuant to the provisions of the preceding paragraph, an employer must hear the opinions of an industrial physician or other medical specialist.</p>

例 【(2) 「...の規定により」 ② 〔語順の入れ替え〕】

<p>著作権法 第 3 条第 2 項</p> <p>二次的著作物である翻訳物の前項に規定する部数の複製物が第二十八条の規定により第二十一条に規定する権利と同一の権利を有する者又はその許諾を得た者によって作成され、頒布された場合（第二十八条の規定により第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利と同一の権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）には、その原著作物は、発行されたものとみなす。</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 24px;">×</p> <p>An original work is deemed to have been released if the person that owns the same right to the relevant work as the right provided for in Article 21 pursuant to the provisions of Article 28, or a person authorized thereby, has made and distributed a translation of the original work that constitutes a derivative work, in the quantity provided for in the preceding paragraph (limited to when the person has done so without prejudicing the rights of the person that owns the same right to the relevant work as a right provided for in Article 26, Article 26-2, paragraph (1), or Article 26-3, pursuant to the provisions of Article 28).</p>	<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 24px;">○</p> <p>An original work is deemed to have been released if the person that, pursuant to the provisions of Article 28, owns the same right to the relevant work as the right provided for in Article 21, or a person authorized thereby, has made and distributed a translation of the original work that constitutes a derivative work, in the quantity provided for in the preceding paragraph (limited to when the person has done so without prejudicing the rights of the person that, pursuant to the provisions of Article 28, owns the same right to the relevant work as a right provided for in Article 26, Article 26-2, paragraph (1), or Article 26-3).</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

補足説明

「...の規定の」、「...の規定による」、「...の規定により」が使い分けられていない英訳が多くあります。また、これらの表現の英訳について、修飾先が間違っているなどの結果、誤訳となっている場合も多くあります。

これらの問題に関しては、使われている英語そのものは間違っていないので、翻訳業者のネイティブがチェックしても誤訳だと気付かない可能性があります。また、品質チェック段階で気付いた場合、これらの表現は法令中の登場回数が多いので、一つ一つ確認するのは余計に時間が掛かります。

2.9 ● 「...に関する」、「...に係る」の訳し方

「...に関する」、「...に係る」の訳語として **"A pertaining to B"** は plain English の観点から **用いない**。A と B との関係を明確に英訳する必要があるため、それぞれの文脈に応じて適切に訳す。

補足説明

「...に関する」、「...に係る」の代表的な訳語としては、以下の表現があります。

- ① in relation to.../ related to.../ relating to.../ relevant to...
- ② concerning...
- ③ regarding...
- ④ involving...

上記に挙げた訳語はあくまでも例にすぎず、上記以外にも様々な訳し方があり得ますので、文脈に応じた適切な訳語を考えた上で、翻訳してください。

例 【① "in relation to.../ related to.../ relating to.../ relevant to..." を用いた場合】

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 附則（平成18年6月21日法律第89号） 第7条第1項

農林水産大臣は、平成十八年十二月三十一日までに、新法第三十四条第二項の規定の例により、平成十九年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉原料用いも **に係る** でん粉原料用いも交付金の単価を定め、これを告示しなければならない。

×

The Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries must establish the unit amount of the subsidy for potatoes for starch **pertaining to** those planted from January 1 through December 31, 2007, in accordance with the provisions of Article 34, paragraph (2) of the New Act, and make this public by December 31, 2006.

○

The Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries must establish the unit amount of the subsidy for potatoes for starch **in relation to** those planted from January 1 through December 31, 2007, in accordance with the provisions of Article 34, paragraph (2) of the New Act, and make this public by December 31, 2006.

例 【② "concerning..." を用いた場合】

民事執行法 第205条 見出し (債務者の不動産に係る情報の取得)	
×	○
(Acquiring Information Pertaining to the Obligor's Immovable Property)	(Acquiring Information Concerning the Obligor's Immovable Property)

例 【③ "regarding..." を用いた場合】

信託法 第 62 条第 4 項 抜粋 [前略] 同項の合意に係る協議の状況 [後略]	
×	○
[...]the status of deliberations pertaining to the agreement referred to in that paragraph[...]	[...]the status of deliberations regarding the agreement referred to in that paragraph[...]

第3章 ● Plain English (「平易な英語」) について

日本法令の迅速かつ正確な理解のため、法令翻訳では、英語話者に馴染みのない構成の文や、数百年前の古典的かつ冗長な言い回しなどを避け、plain English を使用することが重要です。

近年、英語圏では、法曹界や政府も含め、plain English が推奨されており、法令を含む法律関連文章において、読者が必要な情報を速やかに見つけ、理解し、使用できるよう、複雑な構成の文や legalese を避ける傾向が見られます。

英訳の際には正確性を確保しつつ、可能な限り plain English を使用してください。その際の参考として、本章では plain English の用法の一部を紹介します。

● 目次

3.1 文章レベルでの Plain English

- 3.1.1 SVO については、分割せずに極力文頭の近くに置く
- 3.1.2 挿入句による英訳は避ける
- 3.1.3 可能な限り能動態を優先する
- 3.1.4 名詞句を繰り返す場合、2回目以降は、名詞句の主要部のみを繰り返す
- 3.1.5 より簡潔な言葉遣いを優先する
- 3.1.6 名詞化を避ける

3.2 単語レベルでの Plain English

- 3.2.1 必要に応じて "'s 所有格" を使う
- 3.2.2 日本法令文の英訳では "shall" を使用しない
- 3.2.3 「当該」の訳については、限定詞として "said" や "such" を使用しない
- 3.2.4 その他の単語 (Legalese と Plain English を比較した参考表)

3.1 ● 文章レベルでの Plain English

3.1.1 ● SVO については、分割せずに極力文頭の近くに置く

英訳文では、**SVO**（主語(S)+述語動詞(V)+目的語(O)）は、可能な限り**文頭に近い位置**に置き、**その間に挿入句などを入れない**。

例

戸籍法 第102条の2第2項 抜粋

帰化の届出は、帰化した者が、告示の日から一箇月以内に、これをしなければなら
ない。[後略]

×

As for filing a report of naturalization, a person who has naturalized must, within one month from the date of public notice, do this.[...]

○

A person who has naturalized must file a report of naturalization within one month from the date of public notice.[...]

補足説明

英語では、文章の主要な情報を構成する SVO を文頭に配置することが一般的です。英訳においても同じように、想定されている読み手（英語話者）が必要な情報を簡単に見つけることができるよう、英語話者に馴染みのあるような情報の配置順に従う必要があります。

法令翻訳ではしばしば、"With regard to Y, X must, if Z, do Y" など、日本語の文章の構成（語順）を機械的に再現した事例が見られます。これは、単に plain English の観点からだけでなく、英語の文の構成の観点からも非常に不自然ですので、このようなことは避け、英語として自然な構成（"X must do Y if Z"）で英訳してください。

3.1.2 ● 挿入句による英訳は避ける

英文中に**挿入句を入れる英訳は可能な限り避け**、節が分断されない構造の英文を作る。

例

著作権法 第109条第2項

委員は、**事件が解決される見込みがないと認めるときは**、あつせんを打ち切ることができる。

×

A mediator may, **if they find there to be no prospect of settling the case**, cut the mediation short.

○

A mediator may cut the mediation short **if they find there to be no prospect of settling the case**.

補足説明

助動詞と動詞との間に長い挿入句を入れると、いかにも法律の文章らしくなる、という誤解があるようです。挿入句が長い場合には助動詞と動詞が離れすぎて理解が困難となる場合があります（数単語程度の短い挿入句であれば許容されます）ので、このような構造の英文を作ることは避けてください。

また、複文における主語の反復を避けたい場合は、以下のように文章を作ることができます。

例 【代名詞 "it" 又は "they" で言い換える】

港則法 第23条第4項

船舶は、**特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは**、港長の許可を受けなければならない。

×

A vessel must, **if it seeks to transport dangerous goods within a specified port or in the vicinity of the boundaries of a specified port**, obtain the permission of the captain of the port to do so.

○

A vessel must obtain the permission of the captain of the port **if it seeks to transport dangerous goods within a specified port or in the vicinity of the boundaries of a specified port**.

例 【分詞構文を使う】

<p>健康保険法 第 85 条第 8 項</p> <p>第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。</p>	
<p>×</p> <p>A hospital or clinic stated in the items of Article 63, paragraph (3) must, when receiving payment for the expenses needed for dietary treatment, issue a receipt to the insured person who has paid those expenses, pursuant to Order of the Ministry of Health, Labour and Welfare.</p>	<p>○</p> <p>On receiving payment for the expenses needed for dietary treatment, a hospital or clinic stated in the items of Article 63, paragraph (3) must issue a receipt to the insured person who has paid those expenses, pursuant to Order of the Ministry of Health, Labour and Welfare.</p>

※分詞構文を用いる際には、分詞の動作主と主節の主語が必ず一致するよう注意してください。

(上記例文では "receiving" の動作主も "must issue" の主語も "a hospital or clinic" であるため、一致している⇒ ○)

一致していない例：(×) On receiving payment, a receipt must be issued to the insured person by a hospital or clinic.

例外

<p>商品先物取引法 第 48 条第 2 項</p> <p>監事は、いつでも理事長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は会員商品取引所の事務及び財産の状況を調査することができる。</p>	
<p>×</p> <p>An auditor may ask the president or directors for a report on business processes or may investigate the status of the business processes and finances of the member commodity exchange at any time.</p>	<p>○</p> <p>An auditor, at any time, may ask the president or directors for a report on business processes or may investigate the status of the business processes and finances of the member commodity exchange.</p>

補足説明

上記の訳文において挿入句を避けて "at any time" を文末に置くと "may investigate..." のみを修飾するという誤解を招くので、むしろ挿入句の使用が求められ、"at any time" を主語の直後に置くことが適切です。

3.1.3 ● 可能な限り能動態を優先する

主語や目的語については、可能な限りこの情報を補うなどして、能動態を使う。

補足説明

英語話者にとっては、英語は、受動態よりも能動態で記載したほうが、分かりやすい文章になります。英訳文においても、原則として能動態を用いてください。

法令翻訳では、しばしば、英訳文のほぼ全てを受動態にしている事例が見られますが、実際には、日本の法令の多くの規定は能動態を使っているため、分かりづらばかりか、正確性さえも確保されていると言えなくなります。

また、主語が原文から省略されている場合には、その動詞の動作主が文脈から明確である限り、これを主語として補った上、能動態で英訳してください。一方、原文が元々受動態である場合や、動詞の動作主が不明な場合、また、英語として受動態を使った方が分かりやすい訳文になる場合は、無理に能動態にする必要はありません。適宜工夫して対応してください。

例

民事訴訟法 第104条第1項

当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、書類の送達を受けるべき場所（日本国内に限る。）を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

×

The party, legal representative, or litigation representative **must notify the court in charge of the case** of the place or places where the relevant person may be served with documents (limited to a place in Japan). In doing so, **notifying** regarding the person to be served **may also be done**.

○

The party, legal representative, or litigation representative **must notify the court in charge of the case** of the place or places where the relevant person may be served with documents (limited to a place in Japan). In doing so, **they may also notify the court** of the person to be served.

※本例文の後段は、「×欄」の例文のように訳してしまうと、「**notifying** regarding the person to be served」には、「誰に "notify" するのか」の「誰に」の部分に当たる目的語が存在しないことになってしまいます。しかし、「notify」という語はこの「誰に」の部分に当たる情報を省略できず、必ず "notify A of B" や "notify A that..." などという形にしなければいけませんので、この「×欄」の訳は英語として正しいとは言えず、訳文として妥当ではありません。

本例文の和文は、前段も後段も「届け出る」という1回の同じ動作について述べているのですから、その主語・目的語が、双方ともに「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」と「受訴裁判所」であることは明白です。このような場合、「○欄」のように、主語と目的語を補って訳すことが適切です。

3.1.4 ● 名詞句を繰り返す場合、2回目以降は、名詞句の主要部のみを繰り返す

英訳文では、二語以上からできた名詞句を同じ文章中で繰り返す必要がある場合は、定義語であっても**2回目からは主要部のみを繰り返す**。

例

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第60条第2項

法第五十二条第一項の規定により厚生労働大臣が行っている福祉関係業務を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の事項を行わなければならない。

×	○
If the Minister of Health, Labour and Welfare decides not to carry out the welfare-related business that the Minister of Health, Labour and Welfare has been carrying out pursuant to the provisions of Article 52, paragraph (1) of the Act, the Minister of Health, Labour and Welfare must do the following:	If the Minister of Health, Labour and Welfare decides not to carry out the welfare-related business that the Minister has been carrying out pursuant to the provisions of Article 52, paragraph (1) of the Act, the Minister must do the following:

補足説明

英文では、二語以上の名詞句を繰り返して言う場合、同じ文章中の他の名詞を指しているのではない限り、2回目からは、その名詞句の主要部をのみ繰り返します。法令の条文中にある法律専門用語や定義語の場合でも、このように書くのが原則です。

したがって、法令翻訳においても、正確性を失うことなく、かつ、分かりやすい英文とするために、名詞句を繰り返す場合は、2回目以降から主要部のみを繰り返してください。

3.1.5 ● より簡潔な言葉遣いを優先する

長い表現より**短い表現**を、複雑な言い回しより**簡潔な言い回し**を優先する。

補足説明

長い表現や、修飾関係が複雑な言い回しを使うと、混乱を招くことがあります。Plain English の目的を鑑みた上で、複数の訳し方があっていずれも正確だと言えるときは、長い表現より短い表現を、複雑な言い回しよりも簡潔な言い回しを使って英訳してください。

ただし、『対訳辞書』に記載されている専門用語に関しては、『対訳辞書』に記載されている通りの訳語を用いて翻訳してください。

長い表現・複雑な言い回しの例	短い表現・簡潔な言い回しの例
for the purpose of	for, to
in order to	to
with regard to	about, on, concerning, regarding
under the provisions of Article 356	under Article 356

3.1.6 ● 名詞化を避ける

「動作」を表現する時には、可能な限り「**名詞**」を使用せず、「of」や「for」の繰り返しを避け、「**動詞**」を使って訳す。

補足説明

英語話者にとっては、「動詞」は「動作」を表現するものである一方、「名詞」は「人・場所・もの・概念」を表現する際に用います。

英訳をする際に、「動作」であるのに「名詞」で表現したり、連続して"of the" や "for the" を使用すると、不自然で分かりにくくなる上、原文にないニュアンスを持つ不正確な英訳になる場合もあります。

したがって、法令翻訳では可能な限り、「動作」を表現する際には、「動作」を表すための本来の品詞である「動詞」を使い、名詞化を避けてください。

「動作」を「名詞」で表現している例	「動作」を「動詞」で表現している例
make a request for the inspection of	ask to inspect (自分による閲覧の場合) ask (someone else) to inspect (他人による閲覧の場合)
undertake the establishment of a plan for the implementation of the policy	establish a plan to implement the policy establish a plan for implementing the policy
with regard to the application of the provisions of Article... in a case in which...	to apply Article... if...

3.2 ● 単語レベルでの Plain English

3.2.1 ● 必要に応じて "'s 所有格" を使う

"the 名詞 of 名詞" と書く場合、適宜、"'s 所有格" を使用する。

例

民事訴訟規則 第13条

この節の規定は、裁判所書記官について準用する。この場合において、簡易裁判所の裁判所書記官の回避の許可は、その裁判所書記官の所属する裁判所の裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十七条（司法行政事務）に規定する裁判官がする。

×

The provisions of this Section apply mutatis mutandis to a court clerk. This being the case, **the permission of the summary court for the withdrawal of the court clerk** is given by the judge prescribed in Article 37 (Judicial Administration Affairs) of the Court Act (Act No. 59 of 1947) of the court to which the relevant court clerk belongs.

○

The provisions of this Section apply mutatis mutandis to a court clerk. This being the case, **a summary court's permission for a court clerk's withdrawal** is given by the judge prescribed in Article 37 (Judicial Administration Affairs) of the Court Act (Act No. 59 of 1947) of the court to which the court clerk belongs.

補足説明

"'s 所有格" は、"the 名詞 of 名詞" と書くより簡潔で分かり易い場合が多く、現代では英語圏の法律文書を含め、多くの場面で使用されるようになってきています。

法令翻訳においても、簡潔で分かり易い表現を優先する観点から、適宜 "'s 所有格" を使用してください。

3.2.2 ● 日本法令文の英訳では "shall" を使用しない

英語の法令文における "shall" は多義的で齟齬が生じる可能性があるため、日本法令文を正確に訳すために、以下の表現の訳として "shall" は用いず、『対訳辞書』で指定された訳語を用いる。

補足説明

日本語法令文における以下の表現は、表現ごとの意味に従って訳し分ける必要があります。各表現の "shall" を用いない訳し方は、『対訳辞書』に示されており、以下に代表的なものを掲げます。

①	「...しなければならない」 → 「must 動詞の原形」
②	「...してはならない」 → 「must not 動詞の原形」 「何人も...してはならない」 → 「it is prohibited for any person to 動詞の原形」
③	「...することができない」 → 「may not 動詞の原形」 または 「be unable to 動詞の原形」
④	「...とする」「...をいう」など動詞の終止形 → 「動詞の現在形」 例 不正競争防止法 第2条第2項 この法律において「商標」とは、商標法第二条第一項に規定する商標をいう。 × The term "trademark" as used in this Act shall mean a trademark as defined in Article 2, paragraph (1) of the Trademark Act. ○ The term "trademark" as used in this Act means a trademark as defined in Article 2, paragraph (1) of the Trademark Act.
⑤	「...するものとする」 → 「be to 動詞の原形」

ただし、これらを用いることができない場合もあり得ます。

例えば、④「...とする」と⑤「...するものとする」については、④「...とする」を「動詞の現在形」で表したり、⑤「...するものとする」を全て「be to 動詞の原形」で表すと不自然になる場合もあります。

その場合、どうしても『対訳辞書』の訳語を使えない部分については、文脈に応じて適切な表現を用いて翻訳してください。

3.2.3 ● 「当該」の訳については、限定詞として "said" や "such" を使用しない

"said" や "such" は名詞を修飾する**限定詞として使用しない**。「当該」の訳については、『対訳辞書』に掲載されている**訳語**を中心に、文脈に応じて翻訳する。

補足説明

「当該」などの英訳について、"said" や "such", "the same", "the aforesaid" が用いられることがあります。plain English の観点から、これらの表現は限定詞としては用いないでください。

「当該」を翻訳する際に『対訳辞書』には、「当該」の訳語として(1) that (2) the (3) the referenced (4) the relevant (5) the... in question が記載されていますが、これらの訳語の間に優先順位や使い分けの基準はありませんので、文脈にふさわしい訳語を選択してください。

また、"this" や "those" など、『対訳辞書』に記載されていない語の使用が適切な英訳になる可能性もあります。その場合、その語を用いることは問題ありません。

3.2.4 ● その他の単語 (Legalese と Plain English を比較した参考表)

次の表の表現をはじめとした、古い英語や legalese を避けて **plain English の表現を優先する**。

	Legalese	Plain English
...に掲げる	... set forth in stated in ...
以下	hereinafter	below
その	thereof	of this, its ...
当該... (に定める) ...	(provided) therein	(provided) in those...
これ (に基づく)	(based) thereon	(based) on it
方法で	by means of	by, through
の旨	to the effect that	(indicating) that

翌、後	subsequent (to)	following, after
に係る、に関する	pertaining to	of, for, about, related to 他
...前に	prior to ...	before ...

第4章 ● 法令翻訳における翻訳のポイント

法令翻訳を実際に行うにあたっては、正確かつ分かりやすい翻訳を行う上で、特に留意すべきポイントがいくつかあります。本章ではそのポイントをいくつか取り上げて解説します。各事項を踏まえた訳文は、統一的で、かつ、齟齬の余地のない、読み手に伝わりやすい訳文となります。適宜、他の文献も参照しつつ、正確であると同時に分かりやすい訳文になるように心がけましょう。

● 目次

4.1 文レベルでの翻訳のポイント

- 4.1.1 英語として正しい語順となる訳文とする
- 4.1.2 同じ日本語表現は、同じ英語表現で翻訳
- 4.1.3 「目次」「定義語」「訳語」の一貫性保持
- 4.1.4 括弧書きの位置について
- 4.1.5 長文・複雑文における工夫（「,」 「:」 「;」 の活用）

4.2 用語レベルでの翻訳のポイント

- 4.2.1 英訳において名詞句を用いる際は、英語として正しい語順で名詞句を用いる
- 4.2.2 定義語の訳し方
- 4.2.3 定義語や『対訳辞書』の訳語の文中における使い方

4.3 代名詞の使い方

- 4.3.1 人称代名詞の使用 (gender neutrality)
- 4.3.2 関係代名詞の使い分け

4.4 その他の注意点

- 4.4.1 英語の意味の確認は英英辞書を使用する
- 4.4.2 冠詞のネイティブチェック
- 4.4.3 スペルチェック・グラマーチェック（最低限のケアレスミス防止）

4.1 ● 文レベルでの翻訳のポイント

4.1.1 ● 英語として正しい語順となる訳文とする

英訳する際は、日本語の語順に合わせるのではなく、英語として文法的に正しい語順（SVO 構造等）で書く。

4.1.2 ● 同じ日本語表現は、同じ英語表現で翻訳

一つの法令の中で同じ日本語の表現が繰り返される時、それに対する英語の表現も同じように統一する。

例 【産業競争力強化法第96条第5項と第100条の間での統一の例】

△		
第96条第5項	第100条	
委員の選定及び解職の決議は、 経済産業大臣の認可を受けなければ 、その効力を生じない。 Resolutions on the appointment and dismissal of Committee members do not become effective unless the authorization of the Minister of Economy, Trade and Industry has been obtained.	機構の定款の変更の決議は、 経済産業大臣の認可を受けなければ 、その効力を生じない。 Without the authorization of the Minister of Economy, Trade and Industry , resolutions on changes to the articles of incorporation of the JIC do not become effective.	
○		
第96条第5項	第100条	
委員の選定及び解職の決議は、 経済産業大臣の認可を受けなければ 、その効力を生じない。 Resolutions on the appointment and dismissal of Committee members do not become effective unless the authorization of the Minister of Economy, Trade and Industry has been obtained.	機構の定款の変更の決議は、 経済産業大臣の認可を受けなければ 、その効力を生じない。 Resolutions on changes to the articles of incorporation of the JIC do not become effective unless the authorization of the Minister of Economy, Trade and Industry has been obtained.	

補足説明

法令の中では、内容は少し違っていても、表現としては同じ日本語が繰り返される場合があります。英訳する場合、対応する英語の表現も、可能な限り、同じように統一してください。ただし、表現を統一することによって、かえって英語が不適切になるなどの理由から、不可能な場合もありますので、そのような際には無理に行う必要はありません。柔軟に対応してください。

4.1.3 ● 「目次」「定義語」「訳語」の一貫性保持

定義された語や略称の訳語は、**同一の法律内で統一**する必要がある。
通常の訳語も、同一法令内では、**一貫性を保つ**必要がある。

補足説明

条文英訳においては、ひとたび章・節・款などの見出しや、目次、定義として一つの英訳を決めたら、その後も一貫して同じ英訳を使うのが基本です。また、定義された語や略称に限らず、通常の訳語も同一法令内では、一貫性を保つようにしてください。

4.1.4 ● 括弧書きの位置について

括弧書きを訳すときは、その位置を**文章レベル**で決める。

例

社債、株式等の振替に関する法律 第27条	
振替機関が新たに設立する株式会社に振替業の全部又は一部を承継させるために行う新設分割（以下この条及び次条において単に「新設分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	
×	○
An incorporation-type company split (hereinafter referred to simply as an "incorporation-type company split" in this and the following Articles) that a book-entry institution effects in order to have a newly established stock company take over all or some of its book-entry services does not take effect without the authorization of the competent	An incorporation-type company split that a book-entry institution effects in order to have a newly established stock company take over all or some of its book-entry services (hereinafter referred to simply as an "incorporation-type company split" in this and the following Articles) does not take effect without the authorization of the competent

minister.	minister..
-----------	------------

補足説明

日本語の前置修飾は英文において後置修飾になる場合が多いため、訳文の括弧書きの位置を決めるときは、英文においても適切な語句に掛かるよう注意する必要があります。

上記の「**×**欄」の例文では、括弧書きがその直前の "An incorporation-type company split" のみを説明しており、原文とは違う趣旨になっているため、括弧書きの位置が間違っていることが分かります。一方、「**○**欄」の正しい英訳例文では、括弧書きは後置修飾部分を含めた "An incorporation-type company split that a book-entry institution effects in order to have a newly established stock company take over all or some of its book-entry services" を説明しているため、日本語原文に忠実な訳文といえます。

4.1.5 ● 長文・複雑文における工夫（「,」 「:」 「;」 の活用）

英文中の文節の意味上の切れ目においては**カンマ「,」**を打ち、カンマを打つてもなお読みづらい長文においては、**コロン「:」・セミコロン「;」**を使用して、読みやすさに配慮する必要がある。

例

社会福祉法 第72条第1項

都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受けて社会福祉事業を営む者が、第六十二条第六項（第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。

×

If a person administering social welfare services that has notified the prefectural governor as referred to in Article 62, paragraph (1), Article 67, paragraph (1) or Article 69, paragraph (1) or obtained permission as referred to in Article 62, paragraph (2) or Article 67, paragraph (2) violates the conditions under Article 62, paragraph (6) (including as applied mutatis mutandis pursuant to Article 63, paragraph (3) and Article 67, paragraph (5)), **violates** the provisions of Article 63,

paragraph (1) or paragraph (2), Article 68, or Article 69, paragraph (2), **fails** to submit a report under Article 70 or submits a false report, **refuses**, interferes with, or evades an inspection or examination by the relevant officials under the same Article, **violates** an order under the preceding Article, **or wrongfully seeks** to profit from its services or acts wrongfully with regard to the treatment of persons receiving welfare services, the prefectural governor may restrict the person's administration of social welfare services, order the person to suspend its administration of social welfare services, or revoke the permission referred to in Article 62, paragraph (2) or Article 67, paragraph (2).



If a person administering social welfare services that has notified the prefectural governor as referred to in Article 62, paragraph (1), Article 67, paragraph (1) or Article 69, paragraph (1) or obtained permission as referred to in Article 62, paragraph (2) or Article 67, paragraph (2) violates the conditions under Article 62, paragraph (6) (including as applied mutatis mutandis pursuant to Article 63, paragraph (3) and Article 67, paragraph (5)); **violates** the provisions of Article 63, paragraph (1) or paragraph (2), Article 68, or Article 69, paragraph (2); **fails** to submit a report under Article 70 or submits a false report; **refuses**, interferes with, or evades an inspection or examination by the relevant officials under the same Article; **violates** an order under the preceding Article; **or wrongfully seeks** to profit from its services or acts wrongfully with regard to the treatment of persons receiving welfare services, the prefectural governor may restrict the person's administration of social welfare services, order the person to suspend its administration of social welfare services, or revoke the permission referred to in Article 62, paragraph (2) or Article 67, paragraph (2).

補足説明

日本語条文が長いことに起因するものの、一般に、英文が長くて読みにくくなりがちです。

語順に問題があつて、読みにくくなる場合もありますので、文節の意味上の切れ目においてはカンマを打つようにし、カンマを打つてもなお読みづらい長文においては、コロン・セミコロンを使用するなど工夫してください。

4.2 ● 用語レベルでの翻訳のポイント

4.2.1 ● 英訳において名詞句を用いる際は、英語として正しい語順で名詞句を用いる

複合語を英訳する場合など、訳文中で名詞句を用いる際は、**日本語の名詞句内での修飾関係を適切に表現するように**訳す。

補足説明

日本語において複合語を構成する際の語順や規則と、英語において複合語を構成する際の語順や規則は同一のものではなく、日本語の語順通りに機械的に英語を並べても適切な英語になるとは限りません。

日本語の複合語を英語に翻訳する場合、ただ単に名詞を並べて一つの名詞にする方法で上手くいくことはほとんどなく、大抵の場合、複合名詞や名詞句を組み合わせて表現する必要があります。

特に日本語が長い場合、まずは、その内部の修飾関係を英語で再現することを目指して翻訳してください。その際、例えば、前置詞の使用、語順の変更、品詞の転換などが必要になる場合もあり得ますし、二語以上の日本語を一語の英語で表現する場合もあり得ます。それぞれの場合に応じて、適切な工夫を施してください。

例 【「認定再生医療等製品外国製造業者」の例】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第137条の58第1項 抜粋

再生医療等製品の製造業者又は法第二十三条の二十四第一項の認定を受けた再生医療等製品外国製造業者 (以下「認定再生医療等製品外国製造業者」という。) は... [後略]

×

① **accredited** regenerative medicine products foreign manufacturer

② foreign manufacturer of **accredited** regenerative medicine products

○

accredited foreign manufacturer of regenerative medicine products

※上記の例における「認定再生医療等製品外国製造業者」については、「認定を受けた」のは「製品」ではなく「製造業者」であることは定義文から明らかです。したがって、この語を翻訳するに当たっては、最低限、"accredited" が "manufacturer" を修飾していると理解できる位置に置く必要があります。

「**×**欄」中の①の訳では、"accredited" の修飾先は "medicine" か "products" かのどちらかであり、"manufacturer" を修飾しているとは理解できませんので、適切ではありません。

「**×**欄」中の②の訳でも、"accredited" の修飾先は "products" 以外にありませんので、これもふさわしい訳ではありません。

上記の例において、誤訳を避け、「認定」が「製造業者」を修飾していることを示すには、「**○**欄」の訳例のように工夫する必要があります。

4.2.2 ● 定義語の訳し方

定義語を訳す際は、選んだ英単語の**通常の意味・用法の範囲から逸脱しないように**し、その品詞の選択についても、**日本語の意味に対応したもの**になるよう注意する。

例

<p>熱供給事業法 第2条第1項</p> <p>この法律において「熱供給」とは、加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気を導管により供給することをいう。</p>	
<p>×</p> <p>The term "heat supply" as used in this Act means supplying heated or cooled water or steam through pipelines.</p>	<p>○</p> <p>The term "supplying heat" as used in this Act means supplying heated or cooled water or steam through pipelines.</p>

※ 英語では、"supply" を「動詞」で使えば「供給する」という意味になる一方、「**×**欄」の例のように、"supply" を「名詞」として用い "heat supply" という複合語にすると「熱の供給量」という意味にしかありません。この場合、「熱供給」は「熱を供給すること」という意味なので、「**○**欄」のように、動名詞にして "supplying heat" としなければなりません。

4.2.3 ● 定義語や『対訳辞書』の訳語の文中における使い方

定義語や『対訳辞書』に記載された訳語を**実際の訳文中**で用いる際は、**文脈に合わせ、正しく英語**を用いる。

例

民法 第505条第2項

前項の規定にかかわらず、**当事者が**相殺を禁止し、又は制限する旨の**意思表示**をした場合には、**その意思表示**は、第三者がこれを知り、又は重大な過失によって知らなかったときに限り、その第三者に対抗することができる。

(2) Notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, if **a party** **has manifested the intention** to prohibit or restrict a set-off, **their** **manifestation of that intention** may be duly asserted against a third party only if the third party knows that they have done so or is grossly negligent in not having learned of it.

※ 『対訳辞書』において「意思表示」は "manifestation of intention" ですが、実際の訳文中で、常にこの名詞句の形の通りに記載するのが適切であるとは限りません。上記の例では、条件節中においては、「動詞＋目的語（＋不定詞）」の形（"... **has manifested the intention** to prohibit ..."）にすることが適切である一方、主節中では、代名詞を付して用いる（"... **their** **manifestation of that intention**..."）のが適切です。

4.3 ● 代名詞の使い方

4.3.1 ● 人称代名詞の使用 (gender neutrality)

単数の人称代名詞を使用する際、男性・女性のいずれを示すかが明らかでない場合は、性中立性 (gender neutrality) の原則から、**"he/she"**、**"his/her"**、**"him/her"** など性別を示す表現は使用しない。

推奨される表現方法として代表的なものは、① **"singular they"** の使用、② **"the"** など別の限定詞による **"his/her"** の書き換え、③ **複数形**の主語、④ **名詞の反復**、などがある。これら以外の方法に関しても、その文脈上適切ならば用いてかまわない。

なお、男性・女性のいずれを示すかが明らかである場合は、その性別の人称代名詞を単独で使用する。

例 【① "singular they" の使用】

銀行法 第 52 条の 52 第 2 項第 2 号 銀行代理業者である個人が死亡したとき その 相続人	
× the bank agent is an individual and that individual dies: his/her heir;	○ the bank agent is an individual and that individual dies: their heir;

例 【② "the" など別の限定詞による "his/her" の書き換え】

民法 第 707 条第 2 項 前項の規定は、弁済をした者から債務者に対する 求償権 の行使を妨げない。	
× The provisions of the preceding paragraph do not preclude the person who has performed an obligation from exercising his/her right to claim reimbursement from the obligor.	○ The provisions of the preceding paragraph do not preclude the person who has performed an obligation from exercising the right to claim reimbursement from the obligor.

例 【③ 複数形の主語】

刑事訴訟規則 第 44 条第 1 項第 35 号 法第二百九十二条の二第一項の規定により意見を陳述した者の氏名	
✕	○
the name of any person who has stated his/her opinion pursuant to the provisions of Article 292-2, paragraph (1) of the Code;	the names of persons who have stated their opinions pursuant to the provisions of Article 292-2, paragraph (1) of the Code;

例 【④ 名詞の反復】

医師法 第 31 条第 2 項 前項第一号の罪を犯した者が、医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	
✕	○
If a person committing the crime referred to in item (i) of the preceding paragraph uses the title of medical practitioner or a similar title, he/she is subject to imprisonment for up to three years, a fine of up to two million yen, or both.	If a person committing the crime referred to in item (i) of the preceding paragraph uses the title of medical practitioner or similar title, that person is subject to imprisonment for up to three years, a fine of up to two million yen, or both.

4.3.2 ● 関係代名詞の使い分け

関係代名詞については、先行詞が**法人その他の個人以外のものを示す可能性がある場合**（法人を示す場合、法人・個人の双方を示す場合も含む。）には、個人を示す関係代名詞（"who", "whom" 等）ではなく、**"that"** や **"which"** を用いる。

例

資産の流動化に関する法律 第 152 条第 1 項第 4 号 特定目的借入れを行っている 特定目的会社 第一百五十七条第二項において準用する第一百五十五条第四項の規定により資産流動化計画の変更に反対する旨を特定目的会社に対し通知した特定目的借入れに係る 債権者 に係る特定目的借入れの額の合計額

<p>×</p> <p>a specified purpose company who has specified borrowings: the total amount of specified borrowings from creditors who have notified the specified purpose company of their dissent to the changes to the asset securitization plan pursuant to Article 155, paragraph (4) as applied mutatis mutandis pursuant to Article157, paragraph (2).</p>	<p>○</p> <p>a specified purpose company that has specified borrowings: the total amount of specified borrowings from creditors that have notified the specified purpose company of their dissent to the changes to the asset securitization plan pursuant to Article 155, paragraph (4) as applied mutatis mutandis pursuant to Article157, paragraph (2).</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

補足説明

主格 "who" や目的格 "whom" とは異なり、所有格 "whose" は、先行詞が個人を示す場合でも、個人以外のもの（法人や組合等）を示す場合でも使用することができます。

"that" は、先行詞が個人以外のもの（法人や組合等）を示す場合はもちろんのこと、個人を示すことが明らかである場合にも使用することができます。

4.4 ● その他の注意点

4.4.1 ● 英語の意味の確認は英英辞書を使用する

それぞれの英語の単語の意味・用法を確認する際は、**英英辞書**を用いる。

補足説明

英単語の正しいニュアンスは、翻訳用辞書を調べても理解できない場合があります。英単語が英語で実際にどのように使われているか詳しく知るためには、可算名詞・不可算名詞の用法やコロケーションが適切に説明されている、信頼できる英英辞書が最適な情報源です。

4.4.2 ● 冠詞のネイティブチェック

一般的に英語ネイティブチェックの実施が望ましいが、**少なくとも、定冠詞 "the"、不定冠詞 "a"、冠詞なしについては、英語ネイティブによるチェック**を行う。

4.4.3 ● スペルチェック・グラマーチェック（最低限のケアレスミス防止）

提出前に、**スペルチェック、グラマーチェックを必ず行う**。

補足説明

スペルミス・グラマーミスが散見されます。

ワード形式であれば、スペルチェック機能を実行することができますので、必ず実行してください。

第5章 ● 法令翻訳においてよく見られるミスについて

本章では、法令翻訳をする上でよく見られるミスのうち、容易に避けられるものについて、注意すべきポイントとともに解説します。コロケーションその他日本語と英語の違いについては、辞書や解説書によって詳しく知ることができますので、参照してください。

● 目次

5.1 よく見られるミスに共通する注意点

- 5.1.1 条文（一文）の分割や、意識は不適當
- 5.1.2 名詞の可算・不可算、単数・複数による意味の変化に注意
- 5.1.3 品詞の変更による意味の変化に注意
- 5.1.4 日本語の助詞などを英訳する際の注意
- 5.1.5 英語の語順やコロケーションによって意味が変わることに注意
- 5.1.6 日本語とその訳語では使用できる場面が変わってくることに注意
- 5.1.7 条文の「読み方間違い」による誤訳防止

5.2 個別の用語に関する注意点

- 5.2.1 「…大臣」と「…省」の誤訳に注意
- 5.2.2 「会議」や「総会」の英訳についての注意
- 5.2.3 「端数」の表現がある場合の英訳の仕方

5.1 ● よく見られるミスに共通する注意点

5.1.1 ● 条文（一文）の分割や、意訳は不適當

日本語の文章構造は英訳においても原則として維持し、意訳することは極力避ける。

例

保健師助産師看護師法 第15条第7項 抜粋

厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。[後略]

×

The Minister of Health, Labour and Welfare, in light of circumstances arising after the conclusion of the hearing of opinions, may **order the prefectural governor to reopen a hearing as deemed necessary, by returning the written opinion submitted pursuant to the provisions of preceding paragraph to the presiding official.**[...]

○

If the Minister of Health, Labour and Welfare **finds it to be necessary** in light of circumstances arising after the conclusion of a hearing of opinions, **the Minister** may **return a written opinion that has been submitted pursuant to the provisions of the preceding paragraph to the prefectural governor, and request the prefectural governor to order the presiding official to reopen the hearing of opinions.**[...]

補足説明

条文翻訳の基本は、正確な訳であり、日本語表記から離れて「こういう意味である（あろう）」という形で、一文を二文（あるいはその逆）にしたり、意訳するのは極力避けてください（そこに解釈が入ることになるためです）。

ただし、日本語条文が複雑で、かつ、あまりにも長い英訳となって、理解困難になる場合は、特に例外にすることもあります。

また、『対訳辞書』に掲載されているとおり、「ただし...」を含む場合("; provided, however, that...")も、例外とします。

5.1.2 ● 名詞の可算・不可算、単数・複数による意味の変化に注意

英語の名詞を用いる際は、**可算・不可算、単数形・複数形などの違い**によって、**意味の違い**が生じる場合があることに注意し、それぞれの文脈に適した形で使用する。

補足説明

以下に、代表的な事例を記載します。

訳語の選択に当たっては、単に正しい英単語を選択するだけで終わりにせず、「選んだ単語が、法文が意図する内容を伝える形になっているか」まで注意してください。

例 【"content" の意味の変化】

- content (不可算) = 「文書などの内容」
- a content (可算・単数形) → 存在しない
- contents (可算・複数形) = 「箱などの内容物」

例 【"operation" の意味の変化】

- operation (不可算) = 「操作」 / 「運用」 / 「運転」
- an operation (可算・単数形) = 「手術」 / 「企業」 / 「活動」 / 「作戦」
- operations (可算・複数形) = (単数形の意味に加えて) 「業務」 / 「経営」 / 「作業」

5.1.3 ● 品詞の変更による意味の変化に注意

英単語の品詞を変える際には、その**品詞の変更**に伴い、**語法や意味が変化する**場合があることに注意し、それぞれの文脈に適した形で使用する。

補足説明

以下に、代表的な事例を記載します。5.1.2と同様、訳語の選択に当たって注意してください。

例 【"new" の品詞による意味の変化】

- newness (名詞) = 「新しさ」
- new (形容詞) = 「新しい」
- newly (副詞) = 主に「再び」 / 「最近」

例 【"organize" の意味の変化】

- organization (名詞) = 「組織」 / 「系統」
- organize (動詞) = 「組織する」 / 「計画する」 / 「整頓する」
- organized (形容詞又は過去分詞) = 「計画された」 / 「労働組合に加入した」 / 上下関係・役割分担がはっきりしているなどの意味での「組織的な」(日本語の「組織的な」より範囲が狭い)

5.1.4 ● 日本語の助詞などを英訳する際の注意

日本語の助詞と動詞の修飾関係、助詞と名詞の修飾関係などについては、**機械的に英語に置き換え**ただけでは英語として**不適切**になる場合があることに注意し、品詞の選択や、前置詞の種類を選択、語順などについて、**英語として正しい用法**で用いる。

補足説明

以下に、代表的な事例を記載します。5.1.2～5.1.3と同様、訳語の選択に当たって注意してください。

例 【「通知する」と助詞】

- 「人に情報を通知する」
- **×** notify something to someone
- notify **someone** of something

例 【「請求する」と助詞】

・「動作を人に請求する」

→ ✕ request some action to someone

○ request that **someone** do some action = 「**他人が**動作することを請求する場合」

○ file a request with **someone** for permission to do some action など
= 「**自分が**動作することを請求する場合」

5.1.5 ● 英語の語順やコロケーションによって意味が変わることに注意

英語の意味は、コロケーションによって変わることがあることに注意し、日本語の意味を正確に表現できるよう、コロケーション辞書などで適切な用法を確認する。

補足説明

以下に、代表的な事例を記載します。5.1.2～5.1.4と同様、訳語の選択に当たって注意してください。

例 【"entrust" のコロケーション】

・ entrust something to someone = 「物理的な物を人に預ける」

・ entrust **someone** with something = 「人に何かをすることを委託する」

5.1.6 ● 日本語とその訳語では使用できる場面が変わってくることに注意

日本語とその訳語では、仮に定訳とされている訳語であっても、**用いることができる場面に違いがあり、英語のほうがより狭い範囲でしか使えないという場合がある**ことに注意する。

補足説明

以下に、代表的な事例を記載します。5.1.2～5.1.5と同様、訳語の選択に当たって注意してください。

例 【「しようとする」と "intend to do"】

・「許可の申請をしようとする者」

→ **△** a person who intends to apply for permission

※英語の "intention・intend" は、自らが裁量権を持つ行為に関して用いる。「申請するか、しないか」は、自分の意思で決めるものなので、上記の場合、"intend" を使うことにより自分の意思・意図であることが強調されるというニュアンスが生じることにはなるものの、英語の用法としては「間違い」ではない。

・「許可を受けようとする者」

→ **×** a person who intends to be granted permission

○ a person who seeks permission など

※他人の裁量による行為がなければ実現できない事柄の場合、"intention・intend" は使用できない。上記の場合、「許可を受けられるか、受けられないか」は自分の意思で決められるものではないので、ここで用いるのは適当ではない。

5.1.7 ● 条文の「読み方間違い」による誤訳防止

日本語表現上、二義的に読める部分は、所管府省庁に確認の上、読み方を確定してから、英訳を行う。

補足説明

日本語表記だけを見ると、特にある単語・句・節を形容する場合に、どれがどれに掛かるか曖昧になる（二義的に読める）場合があります。

法律上はどちらかに定まっていますが、所管府省庁にとっては、どれがどれを修飾するのか（あるいは修飾しないのか）が自明の理であっても、翻訳者・所管外の者にとってはそうでないため、あるいは法律条文の約束事を知らないために、翻訳で頭を悩ます上、誤訳が生じることとなります。

例えば、目的規定「○○することにより、△△するとともに、××し、もって●●する」など（その他の条文でも同様）は、○○が△△だけに掛かるのか、××にも掛かるのかが専門外の者にとっては直ちに分かりません。

このようなときは、翻訳者は所管府省庁に確認し、所管府省庁も翻訳チェックするなどして、不正確な英訳になることを防止する必要があります。

5.2 ● 個別の用語に関する注意点

5.2.1 ● 「...大臣」と「...省」の誤訳に注意

「...大臣」 → Minister of ...
「...省」 → Ministry of ...

補足説明

"Minister" と "Ministry" の誤りが頻出しています。

一つ誤りがあると全部の信用性に影響しますので、必ず全体的に用語検索して間違いないことを確認してください。

5.2.2 ● 「会議」や「総会」の英訳についての注意

英訳の際には、「会議」、「総会」の意味するところが、「会合」を意味するのか、「機関」を意味するのか、注意を要する場合があります。

補足説明

① 「会合」を意味するのか、「機関」を意味するのか

「会議」には、

- 1 会合して評議すること。何かを決めるために集まって話し合うこと。その会合。
- 2 ある事項を評議する機関。

という二つの意味があります（広辞苑第6版）。

第1の、人が集まって評議する「会合」を "meeting" と表現することに問題はありませぬ。しかし、第2の「機関」としての会議に "meeting" を使うことは英語として不自然です。

例 1

- ✗ duty to attend board of directors
- duty to attend meetings of the board of directors

例 2

- ✕ The employee must report the matter to board meeting.
- The employee must report the matter to the board of directors.

② 「...の決議」の英訳

「社員総会の決議」を英訳する上で、「会合の決議」という表現は採りません。「集まった人たちによる決議」という表現を採ります。

- ✕ a resolution of general meeting of members
- a resolution at a general meeting of members

英語の "resolution" は、「人」が "resolution" (決議) をするのであって、「集まり」が "resolution" (決議) をするのではないことに注意する必要があります。

もちろん、"resolution at the meeting" の表現は問題ありません。また、機関の決議として "board resolution"、"resolution of the board of directors" や "United Nations General Assembly Resolution" のような用法は慣用的によく用いられます。

「株主総会の決議」については、"resolution at a shareholders meeting" という表現はよく使われますが、"resolution of shareholders meeting" という表現はあまり見かけません。

5.2.3 ● 「端数」の表現がある場合の英訳の仕方

「端数」に相当する適切な英語表現はないので、翻訳が不統一、不適切になっている。以下の例を参考に翻訳すること。

例 【「...円未満の端数」】

特許法 第 107 条第 4 項

前項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

Patent fees calculated pursuant to the preceding paragraph are to be rounded down to **the nearest ten yen.**

例 【「小数点以下...位未満の端数」】

租税特別措置法施行規則 第19条の4第3項 抜粋

当該割合に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし〔後略〕

any part of the rate **beyond five decimal places** is to be disregarded[...].

例 【「(一年などの期間) に満たない端数」】

破産法 書式 第99条第1項第2号

破産手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもののうち、破産手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数(その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に応じた債権に対する法定利息の額に相当する部分。

[...] **only full years** are to be counted in the calculation of such a period[...]

例 【「(五円などの金額) 未満の端数」】

国民健康保険法 第42条の2第1項

前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

If a co-payment is to be made pursuant to the provisions of paragraph (1) of the preceding Article and the co-payment referred to in that paragraph is **an amount the last digit of which is less than five yen**, it is to be rounded down; if the co-payment is **an amount the last digit of which is less than ten yen and five yen or greater**, it is to be rounded up to the nearest ten yen.

例 【「一株に満たない端数」】

会社法第 第202条第2項 抜粋

〔前略〕ただし、当該株主が割当てを受ける募集株式の数に一株に満たない端数があ

るときは、これを切り捨てるものとする。

[...]provided, however, that if the number of shares for subscription to be allotted to the shareholder includes **a fractional share, that fractional share** is to be disregarded.

補足説明

- ① "fraction" の語は、1に満たない数（小数点以下の数）を意味します。したがって、「10に満たない端数」や「100に満たない端数」に "fraction" を充てるのは適切ではありません。
- ② 「端数」を表すのに単独で "fraction" を使うのは必ずしも適切ではないので、形容詞句 "fractional ..." を使うと良いです。 例：一株に満たない端数 = fractional share
- ③ 1を単位としてそれに満たないことを意味する場合には、"fraction" を使っても問題ない場合があります。 例：一月に満たない端数 = a fraction of a month
- ④ ただし、1以上の単位のものに言及しているところでは、1以上のものと1に満たないものを明確に区別します。 例：20 years and any fraction of a year